

現行

○週30時間以上

501人以上の企業等への適用拡大(平成28年10月～)

- ①週20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
- ③勤務期間1年以上見込み
- ④学生は適用除外
- ⑤被保険者である従業員 501人以上の企業等
(適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定)

500人以下の企業等にも適用拡大(平成29年4月～)

左記①～④の条件の下、500人以下の企業等について、

- ・民間企業は、労使合意に基づき、適用拡大を可能に
- ・国・地方公共団体は、適用とする

※施行後3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる。